

(第7条第3項関係)

令和3年11月30日

社会福祉法人やまゆり
理事長 渡部 勝 様

監事 板垣 正樹



監事 永見 隆志



監査（決算）の結果について

先に行った監査の結果については、別添の監査報告のとおりでしたので通知します。

令和 3 年 11 月 30 日

監査報告（決算監査）

監事 板垣 正樹



監事 永見 隆志



令和 3 年 4 月 1 日から令和 3 年 9 月 30 日までの間における、理事の職務の執行状況について行った監査の結果は下記のとおりである。

記

1 監査の方法

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の取集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況について調査を行って当該会計年度に係る事業報告等（事業報告及びその附属明細書）及び財産目録の内容について検証を行った。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録の内容についても検証を行った。

2 監査実施期間

○事業実施状況報告及びその附属明細書に関する監査

令和 3 年 4 月 1 日～ 令和 3 年 9 月 30 日

○計算書類、財産目録その附属明細書に関する監査

令和 3 年 4 月 1 日～ 令和 3 年 9 月 30 日

3 監事の意見

○事業報告及びその附属明細書に関する意見

法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認める。

○計算書類及びその附属明細書に関する意見

一部、補足・検討を要するものはあったが大きな問題点は見受けられない。

○理事による不正の行為又は法令等に違反する行為の有無

不正の行為又は法令若しくは定款に違反する事実は認められない。

○個別事項に関する意見

(1) 経営の健全化

社会福祉法人やまゆりは、特別養護老人ホームやまゆり苑など佐田地域における高齢者介護事業の大半を担い人々が住み慣れた地域で「人権が尊重され、自分らしく生きる」という高齢者の誰しもが望む生活を援助する大きな役割を担っている。

しかしながら、建設から 20 数年を経過したやまゆり苑は、施設の老朽化が著しく考えうる介護サービスが提供できないことや介護報酬算定上の問題などから、建てかえの必要が提起され、やまゆり苑建設検討委員会が設置される予定である。

やまゆり苑の建てかえには、場所の選定をはじめ様々な検討課題があるが、なにより建設資金の調達という大きな問題があり金融機関にも理解が得られる健全な経営体質を作ることが求められている。

このたびの組織改正は、経営の健全化を目指した側面もあり、その成果に大きな期待が寄せられている。理事におかれでは、今年度内に、他の施設と比較する等やまゆり苑の現状分析と経営健全化に向けての目標づくりをぜひ行っていただきたい。さらには施設更新に向けての中長期の経営健全化計画を作成していただきたい。

その作成なくしては、やまゆり苑建設検討委員会の議論の進捗にも懸念が生じる。

(2) 広報の充実

佐田地区をはじめとする出雲市の周辺部は、高齢化比率は上昇しているが高齢者の絶対数は減少しつつある。

こうした中で社会福祉法人やまゆりは、質の高い介護サービスを提供しているとの評価が高いので、安定的な経営を行うため、一層利用者の確保を図ることを目指してあらゆる媒体を使って広報の充実に努めていただきたい。

なお、現在、佐田地区内に配布されている広報誌「やまゆり便り」に掲載されている財務 3 表は、経営内容についての誤解を招きかねないので適切な解説を加えるか財務 3 表の記載をやめるかいずれかの対応をしていただきたい。

(3)個人情報保護規程の改正について

個人情報保護規程第 8 条では「監査責任者は理事会が任命し」となっているが任命された証跡は見受けられない。また、第 27 条 2 項に代表取締役のような不適当な文言が使用されている。平成 28 年 1 月 1 日から見直しされていない状況を鑑み規程全般を見直ししていただきたい。

4 附属資料

監事監査チェックリストの写

別表

事項	項目	監事意見
業務管理	定款	適正である
	管理体制	該当しない
	評議員	適正である
	理事	適正である
	監事	適正である
	理事会	適正である
	会計監査人	該当しない
	報酬等	適正である
	事業一般	適正である

くかよ体
期ゆら。
。ので
い財
命全文

会 計 管 理	社会福祉事業	適正である
	公益事業	該当しない
	収益事業	該当しない
	人事管理	適正である
	労務管理	適正である
	資産管理	適正である
	基本財産	適正である
	基本財産以外の財産 4	適正である
	株式保有	該当しない
	不動産の借用	適正である
	利益供与等の禁止	適正である
	充実計画	適正である
	情報公開	適正である
	苦情解決	適正である
	登記事項	適正である
	寄付	適正である
	計算書類等	適正である
	事故対応	適正である
	防災対策等	適正である
会 計 管 理	予算	適正である
	経理体制	適正である
	会計帳簿	適正である
	計算書類等	適正である
	出納	適正である
	資産、負債の基本的な会計処理	適正である
	収益、費用の基本的な会計処理	適正である
	内部取引	適正である
	預貯金	適正である
	徴収不能額	適正である
	有価証券	該当しない
	棚卸資産	該当しない
	経過勘定	該当しない
	固定資産	稗原から取得した車両が台帳に未記載
	借入金	適正である
	リース取引	適正である
	引当金	適正である

基本金	適正である
決算	適正である
内部監査	未実施
預り金	適正である
運営費等の使途制限	適正である
国庫補助金等特別積立金	適正である
その他の積立金	適正である
補助金	適正である
寄附金	適正である
共通支出の配分	適正である
整合性	適正である
注記	適正である
契約	見積書徵収が1社であるのにその理由が書かれていない
その他	特になし

